

「特産酒類の製造事業」の改正(焼酎特区の創設)

1. 法律

◆ 構造改革特別区域法改正(平成29年6月16日法案成立)

- ※ 地域の特産物を原料とした単式蒸留焼酎等の製造免許に係る最低製造数量基準の適用除外等
- ※ 前回の特区ワーキンググループで説明済み

2. 財務省令

◆ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則改正

- ※ 単式蒸留焼酎に係る製造数量上限(年間10kℓ)等を規定
- ※ 前回の特区ワーキンググループで説明済み

3. 基本方針

◆ 構造改革特別区域基本方針改正

◆ 主な改正点

法律、財務省令、国税庁通達の改正内容を反映。

4. 国税庁通達

◆ 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達改正

◆ 主な改正点

- ① 単式蒸留焼酎における特産品焼酎の需給調整要件を適用除外。
- ② 特産品焼酎に関し、複数市町村を跨って特区とした場合、本則で定める「原則、製造場の所在する市町村産の特産品を原料とする」という条件を除外し、特区内産の特産品であれば原料に使用できるよう規定。

※ 平成29年9月22日に改正法、省令及び通達の施行並びに基本方針の閣議決定を予定

5. 認定申請マニュアル

◆ 主な改正点

- ① 特区法、財務省令、国税庁通達の改正内容を反映。
- ② 単式蒸留焼酎について、事業者が作成する収支見込み等を記載した事業計画案を地方公共団体が確認し、必要に応じて指導を行うよう規定。
- ③ 特区計画の策定及び変更に当たり、上記事業計画案を添付するよう規定。